

技術力の研鑽と 効率化検査の推進



組合ニュース

発行所

大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

祝

大阪府衛生管理協同組合 設立50周年

新年のごあいさつ

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



新年
あけま
してお
めでと
うござ
います。

昨年は大阪府衛生管理協同組合の運営及び活動に對いし、まして、ご指導・ご鞭撻を賜り誠に有難うございました。本年も倍旧のご厚誼の程宜しくお願い申し上げます。私が理事長を拝命して初めての新年のご挨拶になります。昨年までの藤野前理事長の新年の

ご挨拶文が素晴らしく、毎年楽しみにしていました。一年の計に当たる大切なご挨拶ですので、どれだけ近づけるか心配ですが、精進したいと思います。

さて、昨年はいわゆる経済成長戦略の「三本の矢」によるアベノミクス効果で失われた20年と言われる長期のデフレから脱却出来たようで、経済指標はすべて上向きの様相を呈しています。6月にはカンボジアのプノンペンで開催されたユネスコ世界遺産委員

会において美保の松原を含む富士山が世界遺産に登録されました。9月にはアルゼンチンのブエノスアイレスで開催されたIIOC総会において東京でのオリンピック・パラリンピックの開催のプレゼンテーションがなされ世界で最も安全な都市で「お・も・て・な・し」が日本の誇れる文化・伝統だと世界中に訴え、見事に開催地を勝ち取ることが出来ました。これらにより、更なる経済効果が見込まれそうでした。しかし、年末になり

食品の偽装問題が発覚し、本来の文化・伝統の「お・も・て・な・し」は虚ろなものになってしまいうようなことは残念なことです。

さて、平成26年の干支は甲午（きのえ うま）になりました。「甲」は「木」の属性にあたり、生命の芽生えを象徴するものとして「きのえ」と呼ばれています。十二支の「午」の語源は「忤」でさからうという意味があるそうです。後には「馬」の字をあてるようになります。「甲午」は干支の六十年で言うところのうど折り返しの三十一番目に当たります。折り返しには様々な意味がありますが、干支にとっては「陰」から「陽」

への気の移り変わりに大きな意味があるそうです。この調子でどんどん良くなっていって欲しいものです。

近年まで、我々の浄化槽業界は衰退の一途を辿るしか無いものと思っていました。しかし、言うのは、人々はどこに住んでいても当然のごとく文化的な生活を求めるからです。しかし最近になり、やっとその有用性が見直されるようになりました。下水道の更なる拡大は費用対効果で進展し得ない状況にあります。一方、生活排水の処理で見直されてきた浄化槽はメーカーの努力と相まってその能力を上げてまいりました。更に小型化も進んでまいりました。市町村設置型やPFI手法を用いたやり方で恒久設備として認められるようになって参りました。公共下水道に對して公共浄化槽とも呼ばれるようになってきました。ただ、この素晴らしい世界に誇りうる浄化槽にも課題があります。

それは「適正な維持管理」です。幾ら良いものでもそれを生かすか殺すかは我々が如何に維持管理するかにかかっているのです。自らの技術の研鑽に努めるのみならず、第三者機関によるチェックにより、つまり十一條検査によってそのことの証明を得る必要があります。その検査結果が我々の管理技術の信頼に結びついていきます。

「人間万事塞翁が馬（午）」ではありませんが、自己責任において今出来る最大限の努力をすることが、ひいては将来のビジネスチャンスにつながっていくことでしょう。

本組合の皆様方におかれましては、本業の技術力の向上に一層の磨きをかけ、ますますの社業発展を遂げられんことを心より祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



新らたな春を迎えて

大阪府健康医療部環境衛生課長 桐山 晴 光



大阪府衛生管理協同組合の皆様には、

日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、大阪府では、「生活排水の100%適正処理の早期達

成」に向けて、浄化槽整備を一層推進するため、府費による補助制度を設けるなど、浄化槽整備事業を実施する市町村を積極的に支援しています。特に浄化槽市町村整備推進事業は、浄化槽の計画的な面整備が可能である上、確実な維持管理が見込まれることから、下水道整備が非効率な地域における生活排水対策の切り札

として、その導入を推進しています。また、富田林市の浄化槽市町村整備推進事業は、PFI事業の成功例として全国的に注目されたところですが、環境省では、行政、学識経験者による検討会を設置し、PFI事業の更なる推進方策や、官民連携による新たな浄化槽整備の在り方について検討が

行われています。今年度中には、官民連携に関するマニュアルが策定されると伺っております。民間活力の利用による浄化槽整備が一層加速されることを期待しています。

ところで、浄化槽が、所期の性能を発揮し、良好な処理水質を確保するためには、清掃、保守点検、定期検査など適正な維持管理が重要です。しかしながら、その適正管理を確認する定期検査の受検率は、6.5%と極めて低い状況にあります。そこで、平成24年度に行政、学識経験者等によ

る検討会を設置し、府域の実情に適した定期検査について検討したところ、BOD検査を主な指標とし、検査業務の一部を保守点検業者に委託して実施する「効率化検査」の導入を図るべきとの報告を頂きました。これを受けて、大阪府では、環境省や貴組合など関係機関等と協議調整を行った結果、平成25年9月から、10人槽以下の浄化槽を対象に効率化検査を導入したところ

です。さらに、これまで検査を受検していなかった管理者の皆様の新たな負担を少しでも軽減するため手数料を改定しました。

今回導入した検査は、業界の皆様との連携が大変重要な制度となっております。浄化槽設置者に直接接する貴組合の皆様におかれましては、受検率向上に向けて積極的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

結びに、貴組合のますますの御発展と皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

大阪府浄化槽技術研修会 要旨

堺市産業振興センター 平成25年11月12日(火) 13:00～16:15

参加者：286名（会員外 55名）

(社)大阪府環境水質指導協会

会 長 辻 精 一 郎



本日は、公私何かとお忙しい中、本講習会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

会員の皆様には、日頃より当協会に対しご支援・ご協力いただいておりますことに對しまして、改めまして御礼申し上げます。

また本日は、常日頃よりご指導いただいております大阪府を始め、府下市町村の浄化槽を担当されている、多くの方々にもご参加いただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、本日の講習会は二部構成にしております。

第Ⅰ部は、浄化槽の持つポテンシャルであるとか、役割などについて一緒に考えませんか、という趣旨から昨年から行っております。

今年は公益財団法人日本環境整備教育センター参事の国安彦様から「大阪府下の生活排水処理の今後」という題で、ご講演をいただきます。

先生は、日本環境整備教育センターで調査、研究、指導の中心となって活躍されてお

られます。今後大幅な人口減少が予想される状況下において、効率的な生活排水処理施設の整備の在り方について、貴重なお話が聞けるものと大変楽しみにしております。

第Ⅱ部は、浄化槽の施工と管理に関する最新の情報を、浄化槽の関連業務に従事されている方々に提供することにより、浄化槽の技術レベルの向上を目的に、大阪府衛生管理協同組合さんの協賛のもと、昨年に引き続き行うものであります。

内容は、昨年に引き続き、大臣認定型浄化槽の維持管理と施工上の要点と題して、今日は3型式について話しをしていただきます。

ご承知のとおり、浄化槽は下水道が整備されるまでの暫

大阪府健康医療部環境衛生課

課 長 桐 山 晴 光



大阪府健康医療部環境衛生課長の桐山でございます。

「大阪府浄化槽技術研修会」の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

定施設から、下水道と同等の施設へと評価の見直しが行われ、生活排水処理施設としてその整備が進められております。

このような状況において、最も重要なのは浄化槽に対する府民の信頼を確保することであり、浄化槽の製造、施工、管理、清掃が適正に行われ、それが法定検査で確認されることにより、生活排水処理施設としての浄化槽の有効性が広く府民に認知されることが重要となります。

将来に向け、良質な浄化槽が社会資本として整備されるよう、当協会として全力で取り組んでまいりますので、ご支援よろしくお願いをいたします。

最後に、本日ご出席の皆様方のご健康を心から祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日お集まりの皆様方には、日ごろから、大阪府の浄化槽行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

また、本日の講習会を主催されました一般社団法人大阪府環境水質指導協会ならびに、協賛されました大阪府衛生管理協同組合におかれましては、関係者の知識や技術レベルのさらなる向上に御尽力をいただき、併せてお礼申し上げます。

さて、大阪府では、平成23

年3月に策定した「大阪21世紀の新環境総合計画」に基づき、健康で安心して暮らせる社会を構築するため、「生活排水の100%適正処理の早期達成」に向けた取り組みを進めているところです。

そのため、大阪府では、浄化槽整備に取り組む市町村を積極的に支援しており、特に浄化槽の市町村設置型事業は、浄化槽を効率的かつ効果的に整備できることから、その事業導入を積極的に働きかけています。富田林市、河内長野市、高槻市を始め、今年度から柏原市、茨木市が事業を導入し、これまでに7市で市町村設置型事業が実施されております。この市町村設置型事業は、合併処理浄化槽の計画的な整備が行えるという利点の他に、適正な維持管理の確実な実施が見込めるという点でも非常に優れた整備手法であり、生活排水対策の切り札と言われる由縁であります。

一方、個人設置の浄化槽では、不適切な管理に起因する臭いや水質異常など、府民の浄化槽に対する印象は必ずしも良好なものとは言えません。申すまでもなく、浄化槽が所期の性能を発揮し、良好な処理水質を確保するためには、適正な施工と、清掃・保守点検・法定検査など適正な維持管理が重要であります。

しかしながら、府域における平成23年度の定期検査の受検率は、6.5%と極めて低い状況となっております。

そこで、平成24年度に行政、学識経験者等による検討会を設置し、府域の実情に適した定期検査制度についてご検討

いただいたところ、BOD検査を主な指標とし、検査業務の一部を保守点検業者の採水員に委託して実施する効率化検査の導入を図るべきとの報告をいただきました。

これを受けて、大阪府では、国や関係機関・団体と協議を行い、本年9月から、10人槽以下の浄化槽を対象に効率化検査を導入したところです。

今回導入した検査は、一定の要件を満たす保守点検業者の方が検査業務の一部を行うことができる制度となっております。携が重要となっておりますので、普段、浄化槽設置者と顔を合わせる機会が多い皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

また、近年、浄化槽は各メーカーの技術革新により高度な処理技術が用いられ、性能評価を受けた「大臣認定型」が設置されるようになりまして、「大臣認定型」には、多種多様な構造があり、維持管

大阪府衛生管理協同組合

理事長 米 田 健 司



本日、一般社団法人 大阪府環境水質指導協会が、この浄化槽保守点検・施工技術講

理における各種調整作業により、処理性能が大きく左右されます。そのため、所期の性能を発揮させるためには浄化槽の施工、維持管理に携わる皆様方には、高度な専門技術や知識が不可欠であると考えております。

本日は、「大阪府下の生活排水処理の今後」と題しまして、公益財団法人日本環境整備教育センターの国安参事の御講演と各メーカー技術者の方々から大臣認定型浄化槽の維持管理のポイントなどについての説明が予定されていると伺っております。

御出席の皆様には、技術情報収集や高度な専門知識を習得いただき、今後の業務に生かせると考えておりますので、最後まで聴講していただければと思います。

最後になりましたが、本日御出席の皆様方の御健勝を心から祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

習会を開催されることに敬意と感謝を表し、心よりお祝い申し上げますとともに、協賛者として厚く御礼申し上げます。

浄化槽は、各メーカーの研究開発の成果が凝集された、我が国が誇る個別的排水処理施設であります。かつては下水道の面整備が行われるまでの、単なる仮設的位置付けにしか過ぎませんでした。現在はその機能・能力は目を見張るものがあります。

今昔物語や竹取物語の書き

出しではありませんが、「今は昔」、下水道建設に国庫補助が付けられ、各市町村がこぞって下水道整備に乗り出した頃、右肩上がりに税収が増える良き時代がありました。下水道普及率があたかも、その地域の文化水準の高さのようには言いやされた時期もありました。

昨年末の安倍政権の発足以来、失われた20年と言われる長かったデフレも脱し、アベノミクスと言う用語が出来るほど、経済指標は好転し、明るい兆しが見え始めています。しかし、国家予算ははるかに

税収を超えていて、国債を発行しないと国家の運営が成り立たない状態です。更に、度重なる自然災害や人災ともいえる対応の悪さからの二次災害による復興への予算措置など、その予算の中身は社会福祉や公共工事などが殆どで、下水道の整備はおろか、維持管理の費用さえ賄えない状態になりがちです。つまり、各市町村においては、維持管理だけを見ても下水道は財政を圧迫する要因のかなりの部分を占めています。

一方、浄化槽の設置の費用や維持管理の費用は下水道に較べればはるかに少なく、生活排水処理の整備速度は圧倒的に浄化槽が有利であるため、市町村設置型の浄化槽が徐々に増加するものが増え、浄化槽の性能が良くなり、窒素除去やリン除去等の高度処理ができるようになり、その社会的な位置付けも仮設的なものから恒久的設備として認められるようになりました。

生活排水処理に関して下水道が普及された地域と、そうでない地域との格差を速やかに解消し、地域全体の環境を改善向上するためには、浄化槽に勝るものはありません。公共下水道に対して公共浄化槽という概念も生まれているようです。

す。それは適正な維持管理が行われていてこそ、その性能が発揮されるということです。つまり浄化槽を生かすも殺すもこの維持管理の技術が握っているのです。そういう意味で我々の果たす役割は極めて重要であり、本日の講習会のような知識・技術習得の場が必要となります。さらに我々の維持管理技術の適正さを担保できるのは自己評価ではなく、11条検査を受検すること

に他なりません。いわば内部監査ではなく、第三者による外部監査を受けてこそ、管理技術の信頼が得られるのです。本日は、公益財団法人日本環境整備教育センターの国安克彦先生の講演と、各メーカーによる技術説明の時間もありますので、おおいに知識・技術を習得して頂き、今後管理技術の研鑽に努めて頂くことを祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

第I部 基調講演

大阪府下の生活排水処理の今後

公益財団法人 日本環境整備教育センター

参事 国 安 克 彦



【概要】

国安先生は、日本及び大阪府の生活排水処理を含めたインフラ整備の現状とあり方について、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」を始めとする最新の各種参考資料を基に百ページ余の講演資料を作成されました。約1時間の講演のなかで、その講演資料を基にして、今まさに始まるようとしている急激な人口減少、少子高齢化が進む中、下水道を始めとする生活排水処理インフラがどう



あるべきか、また、私たちがどう考えて行かなければならないかをポイントを押さえて概説されました。

(先生の資料は、大阪府環境水質指導協会のホームページに載っておりますので、必要な方はダウンロードしてご参考にして下さい。)

ご講演の主な要点は、以下のような内容でした。

- ・同時に、高齢化が進行し、二〇四〇年には65歳以上の人口が36%となる。
- ・人口減少社会での公共事業では、思い切った発想の転換が必要であり、既存の事業の廃止や他の事業への転換が必要となる。
- ・すでに地方都市では県庁所在都市においてもすでに約15%が空き家となっている。
- ・これからは、現在の市街地を中心とした一定のエリアに一定の人口が維持され、各種サービスが自立できるようにする方策が必要である。
- ・平成24年度末の生活排水処理施設の整備状況を汚水処理人口普及率で見ると大阪府は96%と高いが、二〇四〇年推計人口で見ると大阪府ではすでに100%を超えている。
- ・100を超えるということは、年を追うごとに整備済みの生活排水処理施設の投資効



果が低くなり、受益者負担が増加し、これ以上新たに整備すればその傾向が増幅され、市町村財政を破綻させる可能性がある。

- ・大阪府下の人口集中地区人口(DID人口)を二〇〇五年(平成17年)と二〇一〇年(平成22年)とを比較してみると、半数以上の市町村でDID人口が減少している。
- ・また、過半数の市町村で二〇一〇年の国勢調査のDID人口は二〇一二年(平成24年)の集処理人口より小さい。
- ・二〇〇三年(平成15年度)から二〇一一年(平成23年度)における住民基本台帳人口は24市町村で減少している。
- ・二〇〇三年(平成15年度)から二〇一一年(平成23年度)における汚水処理人口は、5市町村、下水処理人口は6市町村の減少で止まっているが、浄化槽処理人口は26市町村で減少しており、すでに汚水処理が整備されている浄化槽から下水道への移行している部分が大きく、二重投資が行われているとも言える。
- ・直近(二〇〇八年〜二〇一



- ・二〇〇三年(平成15年度)から二〇一一年(平成23年度)における汚水処理人口は、5市町村、下水処理人口は6市町村の減少で止まっているが、浄化槽処理人口は26市町村で減少しており、すでに汚水処理が整備されている浄化槽から下水道への移行している部分が大きく、二重投資が行われているとも言える。
- ・直近(二〇〇八年〜二〇一



- ・一年)の公共下水道事業処理区域内人口では、12市町村で減少し、減少傾向が顕著となっている。
- ・上・下水道の更新需要が拡大してきており、人口減少と既存インフラの補修を考えると、インフラを今のまま維持しようとする、やがて決定的な危機が訪れる。費用負担の世代間のバランスを考えると、このような状況を考えてもすでに下水道整備が完了している地域においても、将来的に個別処理の浄化槽への転換が必要な所も出てくると考えられる。
- ・その受け皿となるためには、浄化槽の各団体が一団となり、信頼される体制、窓口の一本化等が必要である。

第Ⅱ部

大臣認定型浄化槽の

維持管理と施工の要点

(1)株式会社 クボタ

講演者

本田 和之氏

型 式

KZ型

処理方式

担体流動ろ過循環方式

処理性能

BOD 20mg/L以下

T-N 20mg/L以下

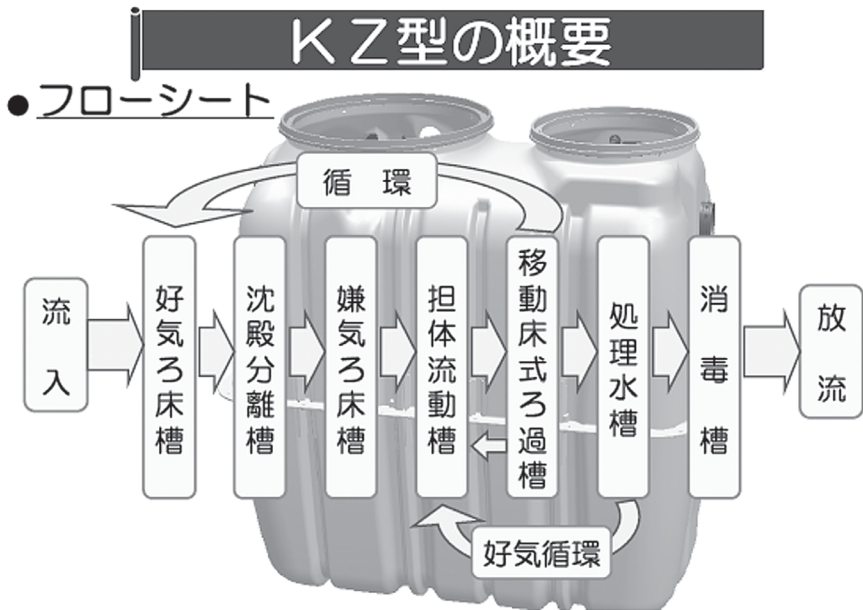
SS 15mg/L以下

本田氏からKZ型の構造、維持管理及び施工の要点が説明された。

フローシートは、右図の通りであり、一次処理の特徴と



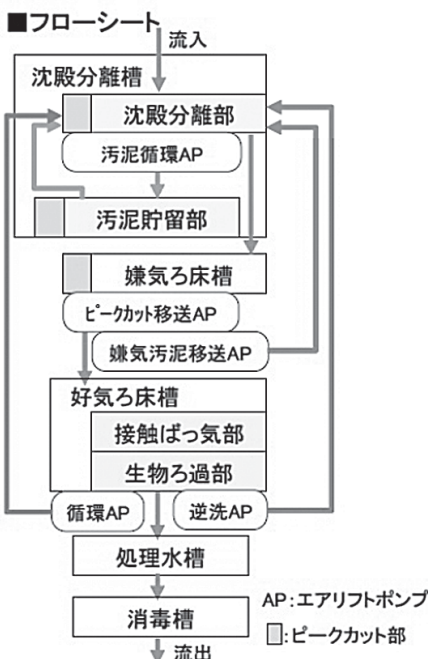
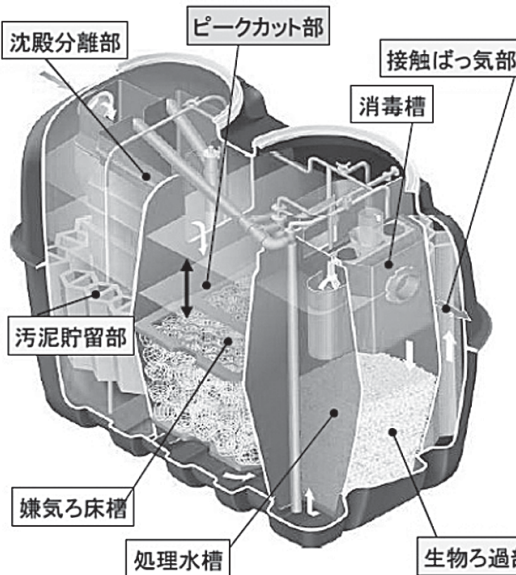
としては、最初に好気ろ床槽があり、沈殿分離槽（3室構造）と嫌気ろ床槽からなる。二次処理は、担体流動槽、移動床ろ過槽、処理水槽から構成されている。移動床ろ過槽は、φ15mmの球状担体が充填され、エアリフトポンプにより槽底



●フローシート

- ①好気ろ床槽は、保守点検時に必ず手動逆洗を行う必要がある。前回の保守点検時より水面が上がり、水流が弱い場合には散気管の洗浄が必要である。
- ②沈殿分離槽では、スカムが多量に発生する。清掃時期の判断は、沈殿分離槽第3室の仕切り板をスカムが超える、あるいは堆積汚泥が80cm以上ある場合等である。
- ③嫌気ろ床槽に多量のスカムが発生した場合は、沈殿分離槽に移送する。
- ④使い始めは担体が浮く状態ですが、使用開始から1ヶ月程度でなじみます。
- ⑤循環水量の調整は、エアリフトポンプから槽内水と担体があふれている状態で目安線を参考に可動堰を上下に動かして行う。
- ⑥処理水槽では、保守点検時に必ず汚泥移送を行うとともに、好気循環水量は目安線を参考に調整する。

■処理方式：沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式
■構 造



(2)株式会社ハウステック
フジクリン工業株式会社
(共同発表)

講演者
山下宏氏、手塚圭治氏

型 式
KTG型、CFII型

処理方式
沈殿分離・嫌気ろ床・好

気循環方式

処理性能

BOD 15mg/L以下

T-N 20mg/L以下

SS 10mg/L以下

山下宏氏、手塚圭治氏から共同開発されたKTG型、CFII型の構造、維持管理及び施工の要点が説明された。



最初に、コンパクトタイプの開発の経緯、既存単独処理浄化槽から合併への転換策としての必要性およびこれまでの設置例の水質が良好であることが説明された。

浄化槽は、右図のような構

(社)大阪府環境水質指導協会副会長

管理委員長 松 藤 一 巳



本日はお忙しい中たくさんの方にお集まりいただき有り難うございました。ご参加の皆さんには最後まで御静聴され、まことに苦勞様でした。本日の研修会において、国安先生の基調講演をお聞きして、大阪府でも生活排水処理を含めたインフラ整備について、

造をしており、一次処理は沈殿分離槽と嫌気ろ床槽から構成され、沈殿分離槽では好氣的汚泥貯留部と沈殿分離部の間を汚泥循環ポンプによって汚泥が循環している。また、沈殿分離槽と嫌気ろ床槽上部にはピークカット部が設けられている。二次処理は、好気ろ床槽と処理水槽からなり、好気ろ床槽は接触ばっ気部と生物ろ過部から構成されている。生物ろ過部からは逆洗水が処理水槽からは循環水が一次処理の沈殿分離部へ移送される構造となっている。

- ②沈殿分離槽では、汚泥の循環および汚泥貯留部が左右ともにはばっ気されるようにする。左右どちらかが停止している場合は、手動逆洗バルブにより片側ずつ空気を吐出させて詰まりを改善する。
- ③嫌気ろ床槽では内部蓄積されるガスを保守点検時に棒等を用いて抜く。
- ④ピークカット移送エアリフトポンプの移送量は、戻り堰の高さによって調整する。また、その移送量は処理水槽から消毒槽への移流部に設けられている計量堰により確認する。
- ⑤戻り堰と計量堰は、保守点検時に掃除する。

現在の状況や将来のこと等をよく考えなければ大変なことになることがよく分かりました。また、製造部会の講師の皆様からは、具体的な維持管理・施工に関するご説明とモデル展示をしていただきまして本当にありがとうございました。また、ご来賓の大阪府環境衛生課長 桐山晴光氏、協賛していただいた大阪府衛生管理協同組合理事長 米田健司氏に厚く御礼申し上げます。最後に、皆様方それぞれのお立場で、今日のご講演を生かしていただきたいと思います。本日は、有り難うございました。

定例理事会の報告

平成25年1月16日

- (1) 藤野理事長の新年あいさつ
- (2) 大阪市環境局のHP（経営形態変更）について

マーカー・サウンドイン
グ後について（基本方針の説明）

- ・受皿組織を既存業者か新会社設立にし、現業職員を民間移管（非公務員化）
- ・受皿組織の委託業務は一括か分割（地域ごと、業務ごと）

- ・現行市条例でやって行く（新条例等はなし）
- ・5年間随意契約、その後入札制度を実施

- ・現施設の有効利用↓車両は購入、施設はリース
- （感想） 5年を目途に早期民営化を図る。しかし一日たりともおこたる事の出来ない現場を考えると現実的かどうか？

- (3) 浄化槽等の清掃料金について

従来から現状に対する色々な考え方があり、大阪府下の統一料金にはもっと議論を深める必要ありとの意見多数。適正料金に関してもしっかり。

平成25年3月21日

- (1) 組合定款の件

- ・第1条の「組合員の相互扶助の精神」についての確認
- ・総会での緊急議案（40条）方法について

- (2) 理事構成について
- ・96社で15名の理事（64社で1理事）
- ・ブロックでは大阪2（13）、北摂1（7）、河北2（9）、堺1（10）、河南1（5）、

泉南4（25）、中部4（27）

注：（ ）会社数

- (3) 組合設立時から、三役構成の推移

- ・S40から理事長（百野留蔵3、石川福三郎2、榎木米治郎3、柿本三郎1、百野辰蔵4、H3から藤野静男11）
- 注：1期2年

- ・副理事長 S40 51 2名
- S52 3現在 3名

- ・山盛孝一1、榎木米次郎3、石川福三郎2、野中喜太郎2、宮本幸吉1、柿本三郎3、三ツ川勇3、市森照夫2、出口秋男1、百野辰雄2、藤野静男4、辻義明4、音在藤蔵1、玄甫昇1、川口廣次郎13、白石正道8、米田誠司7、野中重信1、滝北健治2、米田健司2

注：1期2年

- (4) 組合創立時から、組合資産の推移

- ・運営経費：約二千万／年、収入：組合員賦課金（一万円／月）＋収益事業

- ・収支は赤字の期間もあったが、近年は若干黒字で推移している。
- ・理事長より、来期引退に際し、黒字部分の「組合員への還元（還付）」提案があり、方法について議論。

- (5) 大阪市環境局の民間委託について

- ・マーカー・サウンドイングに参加し、意見や提案をしたが、組合が出来る仕事ではない。皆様が独自にやればよい、そのための情報把握は必要

- ・事務局は市環境局PHを注視する

- (6) 総会について
- ・開催日時
- 5月15日(水) 16日(木)
- 午後3時から

- ・開催場所
- 浜名湖館山寺温泉

- ・青年部報告
- ・H22 24年度大阪府立学校汚水処理施設維持管理状況の説明

- 平成25年4月17日
- (1) 余剰金分配承認の件
- ・分配方法：組合から組合員に寄付、（注）組合員は雑収入、50%控除あり
- H3 24年（期間22年）を分母、加入期間を分子し、途中加入社を考慮
- ・別途親展文書で全組合員に通知し総会までに金融機関振込みにより実施

- (2) 平成24年度決算報告及び平成25年度予算案の件

- ・協田顧問税理士より説明
- ・貸借対照表に関して、資産の部で流動、固定資産、その他資産について説明
- ・続いて負債の部、純資産の部等説明
- ・損益計算書に関して、売上高、売上利益、営業利益等の説明

- (3) 通常総会について
- ・緊急議案の処理方法は定款40条による。
- ・議長は会場から「司会者一任」の声により、司会者が決めることが多々あるが、今回は榎木理事にお願いす

る。また、新理事長には米田氏を推薦する。

- (4) 青年部報告の件

- ・3月度理事会で府立高校汚水処理施設の維持管理状況を報告したが、今後も府教育委員会と話し合い継続を確認していきますので、それらの結果報告を予定

平成25年6月18日

- (1) 平成25年度理事の担当業務について

- ・3副理事長指名。新理事の担当について、理事長案を発表。全理事の了解を得る。
- ・3委員会の運営について
- ・統制・渉外委員会：実質的な動きは今まで通り継続する。

- ・広報委員会：年2回の新聞発行。ホームページ開設等とその運営。新たに、理事会報告作成に参与（草案作成は事務局の責務に）。理事会報告書には反対意見など少数意見も列記する。

- ・総務委員会：総務の役割定義の不明瞭さもあるが、委員会管理運営を行い、事務局に下働きを指示する。

- (2) 同組合運営について
- ①意見
- ・理事メンバー表を見てもよくわからないので、地域別の組合員と理事選出数の資料を配布し議論。
- ・中央ブロックは定数4、保留1であるが現状の3で行きたい。

- ・大阪ブロックは現在定数2であるが、大阪市内に事務所がある業者は13。
- ・しかし、許可業者は28あり定数は3ではどうか。
- ・ブロックは現在7地区であるが、今後見直しが必要。

- ②今後の課題

- ・理事数13 17の定数であるが、歴史的な背景を考慮し、ブロックの地域割り等を含めて調査検討し、みんながなっとく出来る方向で考えていく。（大阪3 2にした経過の再検討を要するとの意見あり）

- ・組合員全員に組合活動の全容を迅速に伝える方法について考える。どうすればスムーズに皆に情報が流れ共有出来るようになるか考えて行く。

- ・組合に加入していてもどんなメリットがあるかわからない。
- ・災害の件もあるが連絡網（緊急体制を含む）整備の要あり。個人の携帯や自宅電話による、地域ごとの連絡網（案）。

- ・時間をかけて各地域の組合未加入者を勧誘する活動を引き、地区ごとに集まりをしてもらうことを考えて行く。↓事務局で調査し次回理事会に提案

- ③米田理事長の話
- 私は皆を引っ張って行くよりも、話をしながらみんなのとりまとめを行って行きたいと思っている。具体的には議題提案の仕方として議題を理事からもらい、理事長に報告し、3副理事長を含めて決める。

- まとめ
- ④連絡網の整備
- ⑤区割り、ブロックについては市町村単位で考えてはどうか？
- ⑥各市町村許可業者の把握
- ↓事務局調査
- 青年部について
- 形を変えて、動きやすい体制を考える。府教育委員会との継続協議等も考慮の必要あり。

制を考える。府教育委員会との継続協議等も考慮の必要あり。

- 平成25年7月17日
- (1) 3委員会の職務と理事分担について

- ・総務委員会：事務局の業務は多種多様で、明確な区分は困難であるが過去の例から当面は現状を踏襲する。
- ・統制・渉外委員会：同じ業務に携わる者同志が基準を守り、強調し交流の輪を広げる。地域格差はあるが、地域の問題もコンプライアンス（法律遵守）の立場から当委員会が協議する。

- ・広報委員会：理事会議事録の送付、ホームページの掲載内容の検討や年2回発行の組合ニュース等により広く人びとに知らせる。

- ・一般社団法人大阪府環境水質指導協会に4理事を派遣する。
- ・中浜流注場の件は市許可業者会が動いているが最終の責任は組合にある。
- ・投入券問題等はコンプライアンスを守りやってほしい。
- ・中浜の作業は複雑であり現場をよく分かっている必要がある。

- ・今後交渉と見積もり作成は統制・渉外委員会で行う。また清掃実施者との事前打合わせ・現場調査等も当委員会で行う。

- (2) 組合ニュース夏季号発行について
- ・平成25年5月の総会で役員

改選が行われ藤野理事長退任、米田新理事長就任及び榎木、野中、片山の3副理事長、新理事選出等大幅な人事異動があり、組合ニュースで速やかに広く周知が必要。

- ・夏季号に例年のとおり総会、旅行記事に人事異動や顧問、理事長挨拶等を、掲載すべく準備中。

- (3) 青年部について
- ・7月11日(木)委員会と部会を開催し、発展的解消の方向で、新たに理事長直轄の組織を考える。（年齢、理事兼務などの不合理な問題あり）

- ・府立高校の浄化槽維持管理問題を引き続きやりたい。
- ・地域特性により地域問題が生じる。その際窓口としていち早く身軽に動くことができないか。（統制・渉外委員会と重複しないか？）問題はあがるが、現状を維持。継続的に議論していく。

- 追加
- ・緊急連絡網については7ブロックの各理事が分担して組合員に速やかに緊急情報を連絡する体制を作る。（案を提示したが、修正して再提案予定）

- (4) 浄化槽法11条に基づく定期検査について
- ・本年9月から効率化検査を導入する。府下保守点検登録業者を対象に7月26日(金)府新別館北館4F多目的ホールで予定

- 平成25年9月18日
- (1) マーカー・サウンドイングの結果について
- ・出席者9名：理事長、3副理事長、大阪市許可業者4

(三ッ川、斎藤、玄甫、金澤)、事務局

組合のプレゼンの内容

○人数そのものより職員の処遇の問題が一番大きい。現在の条件で受け入れなければならぬことが一番のネックになる。

○新たな収益事業の実施は厳しい。現在の労働条件を基準にして、ごみ収集事業をこなしながら別事業もするとなると、職員のスキルの問題もあり難しい。新たな事業展開を考えるのに5年というの思っているより短い。

○現状、新たに委託する場合、入札になるのは致し方無いと思う。それであれば最初から入札すべきで、最初は5年間の随意契約で職員を受け入れさせておいて、あとは競争入札の結果次第というのをおかしい。

○随意契約期間が10年になれば、雇用の状況も変わってくる。現在の法律では本人が希望すれば65歳までの雇用となっているが、随意契約期間が10年になれば猶予が出てくる。大阪市として、もっと責任のある対応を考

えるべきである。

○ごみ収集はライフラインであり、止まると大変なことになる。随意契約期間を長く取れば移管する職員にとっても安心。55歳くらいまで大阪市が一定金額を担保してくれば考えやすい。

○そもそも廃棄物関連業務は、入札にはなじまない。入札にすることで適正価格になると世間では言われているが、結果的には人件費にしろ寄せがいくだけで、労働の質の低下を招くだけ。

・環境局の予定では、11、12月説明会、翌1月公募(コンペ方式の提案受付)2月審査と選定(25年8月発表資料による条件提示)。

24区を9ブロックに編成し、9環境事業センターごとに募集。
(受託者は4センターまで可能)

②受託者は事業運営会社を新たに設立。
③土地・建物については5年間の賃貸を認める。
④車両は業務遂行上最低限必要な車両台数は買い取る。

⑤業務内容 普通ごみ収集、資源ごみ収集、容器包装プ

大阪府中小企業団体中央会会長表彰



9月12日開催の第55回中小企業団体大阪大会において、当組合の有限会社永田清掃社長 永田伊智朗氏が組合経営功労者表彰を授与されました。

氏は昭和63年5月当組合の理事に就任。その間長期に亘り組合発展に尽力され今日に至っています。今後更なる活躍を期待し、お祝を申しあげます。

ラスチック収集、古紙衣類収集、拠点回収業務、ふれあい収集、不法投棄等の緊急対応及び死獣回収業務、その他付帯業務等。

⑥移管する職員数：移管時点のブロック職員数に相当する人員を雇用。

・上記のほかに、初期人件費2ヶ月分が必要。
・組合員に対する組合の対応組合としてアドバイスは出来ても金銭的な事は出来ない。個々に参加するのは自由。組合は大阪市環境局の呼びかけに応じ、参加しようとする会員の役に立てるように情報の収集にと行動している。10月9日(水)午後3時から3副理事同席の上大阪市許可業者会で説明。

(2)未加入業者の勧誘について別添資料によると地元汲取り業者が多い。地域の特性を考慮し出来るだけ全社の加入に向けて努力する。

(3)10月2日(水)の大阪府清掃連合会の研修会について開催日時 平成25年10月2日(水) 午後2時～5時

場 所 大阪国際交流センター 2F「さくら」 大阪市天王寺区上本町8丁目2番6号 TEL 06(6772)6729

内 容 ①「一般廃棄物処理に関する環境省の取組みについて」講師 環境省廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室 室長補佐 眼目佳秀氏

②「固形一般廃棄物の直近の動向と市町村の統括的責任について」講師 一般社団法人 全国清掃事業連合会 専務理事 山田 久氏

参加者 行政関係者 環境省・国会議員等 32府下市町村を含む

業界関係者等報道関係者 合計 100名 160名 260名

(4)その他報告等
①大阪市中浜流注場清掃について 今後、交渉見積作成、清掃実施の打合を岸田氏が担当する。

翌年2月の清掃に関し、既に当局と協議中。
②青年部に関しては、金澤氏より前回同様説明あり。組織の在り方については、組合の正式下部組織としての存在なので、時間をかけて、規約等を含めて理事会で再検討。

③組合ニュース記事に関して次回理事会に意見具申を求めるとの広報部会連絡あり。
平成25年10月16日

①青年部の今後について 青年部規約に関して 現状にてらして不適合な部分の修正及びなくす方向で検討。

意見 ①「一般廃棄物処理に関する環境省の取組みについて」講師 環境省廃棄物・リサイクル対策部 リサイクル推進室 室長補佐 眼目佳秀氏

の承認を得る。

・名称↓次回理事会で再審議。
・細部検討 別紙資料

②いわゆる「発展的解消」↓理事長直轄の組織(統制涉外委員会との関係は?)
(2)議案その他の件 設立50周年記念事業について 開催日時 平成26年5月21日(水)

・内容 第50期事業年度通常総会に続き記念式典を開催。 浄化槽清掃DVDについての質問あり↓理事長がメーカーDVDの内容を検閲。

平成25年11月20日
(1)組合設立50周年記念事業について
・日程 平成26年5月27日(火)

・場所 スイスホテル南海大阪
・準備委員会↓総務委員会でメンバーを決める。その際、先輩諸氏(三ッ川、池田、藤野各氏等)にアドバイスを受けて進める。

(2)青年部の今後について
・総務委員会作成の規約(案)を説明。
・名称は「企画研究会」に決定。

・会長：金澤氏、副会長：浅田、篠田両氏を選出。
(3)その他の件
①大阪市中浜流注場の年末年始開場について 通常は25・12/28(土)・26・1/5(日)休場のため、開場の要望を環境局にする。
②50周年記念事業に総務委員会と企画研究会が参画する。
③浄化槽清掃料金について調査実施。

あけましておめでとうございます (平成26年)

理事長 米田 健司
副理事長 梶木 隆弘
統制涉外委員長 三ッ川 浩一

理事 岸田 正義
理事 森 広治

理事 齋藤 純代
理事 野中 久泰

副理事長 広報委員長 野 中 久泰
理事 永田 伊智朗

理事 辻 貴之
理事 吉田 晃

理事 片山 敏
副理事長 総務委員長 松藤 次郎

理事 浅田 一宏
理事 土井 健一

企画研究会 会長 金澤 一也
監事 外村 文昭

監事 道野 義広
顧問 藤野 静男